



〈ハグオール〉 遺品&生前整理サービス

遺品整理

生前整理

出張買取

不用品回収

「遺品&生前整理サービス」はブックオフグループが運営する〈ハグオール〉が提供いたします。

本サービスの詳細は、お近くの山梨中央銀行へお問い合わせください。

【ご注意事項】

- お申し込み時にご本人さま確認資料(運転免許証・保険証等)が必要です。
- 査定結果にご満足いただけない場合は、送料はハグオールにて負担のうえ、返送いたします。
- 買取サービスは18歳以上(高校生は除く)のお客さまを対象としたサービスです。

Book-Off Group
hugall
[LIFEWELL]

定期預金のご留意事項

- 中途解約の場合は、当行所定の中途解約利率が適用されます。
- 当行での金融商品の購入に伴う中途解約は、特別金利を適用し、金融商品購入後の残余資金は当初の満期日まで本プランの適用金利による定期預金としてご利用いただけます。
- 満期日以降の利息は、解約日または書替日における普通預金利率により計算いたします。(自動継続を中止された場合も同様です。)
- 定期預金は預金保険の対象になっており、預金保険の範囲内で保護されます。
- 法令に定められた条件を満たせば、マル優のお取扱いができます。
- くわしくは、当行ホームページ掲載の説明書をご覧ください。

投資信託のご留意事項

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある株式や債券等で運用するため、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。
- 投資信託のお取引に際しては、その商品内容、およびリスクの所在を十分ご理解いただいたうえ、お客さま自身のご判断でお取引願います。
- 投資信託は、以下のタイミングでご負担いただく費用が発生します。【直接的にご負担いただく費用】①申込時：申込手数料(上限3.30%〔消費税等を含む〕)がかかります。一部のファンドは、申込時に別途、信託財産留保額がかかります。投資する債券に課される税率の変動等により、変動する場合があります。事前に利率・計算方法を示すことができません。②換金時：信託財産留保額(上限0.5%)がかかります。【間接的にご負担いただく費用】③保有期間中：信託報酬(上限2.420%〔消費税等を含む〕)がかかります。④随時：その他の費用として、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。(その他の費用につきましては、運用状況により変動するものであり、事前に利率・上限額等を示すことができません)※上記①～④の手数料の詳細につきましては、各商品の目論見書をご確認ください。●ご契約に際しては、契約締結前交付書面(目論見書)をよくお読みください。「目論見書」は、当行本支店等の窓口にご用意しております。(当行ホームページでもご覧いただけます。)

遺言代用信託・暦年贈与型信託のご留意事項

- 預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 本商品は実績配当型の金銭信託です。預金とは異なり元本および利益の保証はありません。また、本商品には各種手数料がかかります。
- 本商品は原則として中途解約はできません。
- 信託終了事由発生による信託終了のほか、運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります。
- 本商品のお申込は、原則として取消すことができません。また、お申込に関しては、クーリングオフ制度の適用もありません。●詳しくは店頭の商品説明書をご覧ください。

遺産整理業務のご留意事項

- 遺産整理業務は、三菱UFJ信託銀行および朝日信託の商品であり、山梨中央銀行は三菱UFJ信託銀行の信託代理店として媒介(商品のご紹介とお取次ぎ)を、または朝日信託の業務提携店として媒介(商品のご紹介とお取次ぎ)を行うことから、お客さまと三菱UFJ信託銀行、朝日信託それぞれが契約の当事者となります。
- 遺産整理業務には、所定の手数料・報酬がかかります。あわせて税務申告にかかる税理士費用や相続登記にかかる司法書士費用等の諸費用が別途必要となります。お手続きの内容によってはお引き受けできない場合もございますので、事前に店頭にてお問い合わせください。
- ご検討の際は、各商品・サービスのパンフレット等で内容をご確認ください。

復興特別所得税のご留意事項

- 預金・公共債の利子や投資信託の分配金・譲渡益等に対し、2037年12月31日まで所得税額×2.1%が追加的に課税されます。

(2024年10月1日現在)
21915・(GP)・2024・10
24K019807

相続資金専用プラン

大切なご親族さまが長きにわたり

お取引を続けてくださいましたことに

対する感謝の気持ちと、

ご相続でその資産を受け継がれた

相続人さまとのご縁を

大切にさせていただくため、

相続人さま限定の特別金利プラン

「定期預金コース」と「バランスコース」を

ご利用いたしました。

取扱期間：2024年10月1日(火)～2025年9月30日(火)

ご利用
いただける方

相続により受け継がれた資金を原資としてお預け入れいただける個人のお客さま
※当行以外の金融機関等で相続手続きを行い、受け取られた資金も対象となります。
※預金のほか、死亡保険金、不動産や株式等の換金代金等も対象となりますが、不動産や株式など現金以外の場合、相続から1年以内に現金化したものに限定させていただきます。
※定期預金コースは「相続資金に関するお考え」のアンケートにご回答いただける方が対象となります。

お取扱店

全店(インターネット富士山支店を除く)
※当行営業エリアにお住まい、お勤めのお客さまに限定させていただきます。
※店頭窓口のみでのお取扱いとなります。インターネットバンキング、ATMでのお取扱いはできません。
※お預入れは1店舗(当行で相続の手続きをされたお客さまは当該店舗)に限定させていただきます。

ご利用条件

相続資金受取日から1年以内の方

その他

◎各商品のご契約は、相続人さまご本人の名義となります。
◎金融環境の変化、募集状況等によっては、お取扱いを変更または中止させていただく場合がございます。

相続で受け継がれた大切なご資金 しっかりと守るお手伝いをさせていただきます。

ご用意いただく書類等

当行で
相続のお手続きをされたお客さま

- ご本人確認資料
- お届け印

当行以外の他金融機関等で
相続のお手続きをされたお客さま
(上記1、2+右記の書類等)

- 相続手続き完了時期が確認できる書類(例)
 - 金融機関等に提出した相続届・相続手続き依頼書の写し
 - 被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し
 - 相続預金受取口座の通帳等
- 相続人であることが確認できる書類(例)
 - 戸籍謄本の写し
 - 遺産分割協議書の写し
 - 遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し

相続された資金であることが
確認できる書類

- 預金を利用する場合
 - 被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し等
- 保険金を利用する場合
 - 保険会社から送付された保険金等支払い通知書等
- 株式や不動産等の売却資金を利用する場合
 - 相続された株式や不動産等の売却代金が確認できる書類等
 - ※相続から1年以内に現金化したものに限定させていただきます。

特別な金利で守る「定期預金コース」

100万円以上お預入れの定期預金に特別金利を適用いたします。

3か月 ●店頭表示金利 プラス 年 **0.50%**
(税引後 0.398425%)

「遺産整理業務」にてお手続きいただいたご資金の場合(※)、店頭表示金利+年 **0.70%** (税引後 0.557795%)

例 1,000万円お預入れの場合、3か月後のお受取利息は？(店頭表示金利0.125%、3か月=91日で計算した場合)

$$1,000万円 \times 0.625\% \times 91日 \div 365日 = 15,582円 \text{ (税引後12,416円)}$$

■相続資金のお受取金額を超えない範囲で、お一人さま何口でもご利用いただけます。

- 一度、「定期預金コース」、「バランスコース」をご利用いただいた資金で、再度ご利用いただくことはできません。バランスコースとの併用は可能です。
- 定期預金コースの定期預金部分はお一人さま総額 3,000万円までとなります。
- 相続資金に関するお考えのアンケートにご回答いただける方が対象となります。

■対象商品

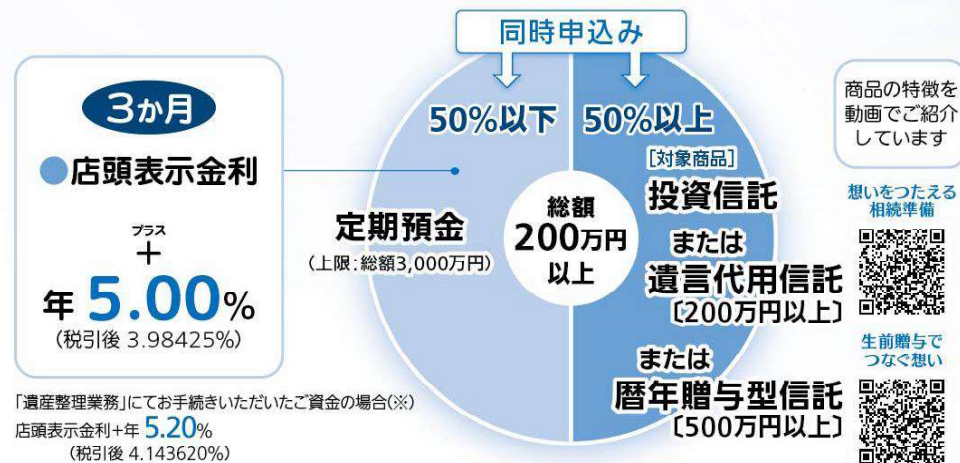
定期預金	種類	スーパー定期(1円以上300万円未満)※本コースは100万円以上が対象となります。 スーパー定期300(300万円以上1,000万円未満) 大口定期預金(1,000万円以上)※本コースは3,000万円以下が対象となります。
	お預入れ期間	3か月(自動継続扱い)※特別金利は当初期間(3か月)のみの適用となり、自動継続時には、その時点での店頭表示金利が適用となります。

※「遺産整理業務」とは、煩雑な相続手続きを相続人さまに代わって行うサービスです。お手続きをしている時間がない方、相続人が多い方、または相続人が遠方にお住まいの方等におすすめです。当行で「遺産整理業務」にてお手続きいただいたご相続金で「相続資金専用プラン」をご利用いただく場合、上記のとおり、金利を上乗せいたします。

収益性・安全性のバランスをとりながらお金の寿命を延ばす！
安心・簡単・便利にお金を遣す！

「バランスコース」

対象商品(投資信託、遺言代用信託、暦年贈与型信託)と定期預金を
総額200万円以上ご契約いただくと、同時にお預入れいただく定期預金(期間3か月)に、
投資信託、遺言代用信託、暦年贈与型信託のご契約額と同額まで**特別金利**を適用いたします。



例 定期預金に1,000万円お預入れの場合、3か月後のお受取利息は？(店頭表示金利0.125%、3か月=91日で計算した場合)

$$1,000万円 \times 5.125\% \times 91日 \div 365日 = 127,773円 \text{ (税引後 101,816円)}$$

■相続資金のお受取金額を超えない範囲で、お一人さま何口でもご利用いただけます。

- 「バランスコース」をご利用いただいた資金で、再度ご利用いただくことはできません。
- 取扱期間中で、相続資金をお受け取りになってから1年以内であれば、「定期預金コース」の満期後のご資金で「バランスコース」をご利用いただけます。定期預金コースとの併用は可能です。
- バランスコースの定期預金部分はお一人さま総額 3,000万円までとなります。

■対象商品

投資信託	ノーロード商品を除く、当行で取扱う全商品	
遺言代用信託	当行で取扱う遺言代用信託(200万円以上3,000万円以下)	
暦年贈与型信託	当行で取扱う暦年贈与型信託(500万円以上)	
定期預金	種類	スーパー定期(1円以上300万円未満) スーパー定期300(300万円以上1,000万円未満) 大口定期預金(1,000万円以上)※本コースは3,000万円以下が対象となります。
	お預入れ期間	3か月(自動継続扱い)※特別金利は当初期間(3か月)のみの適用となり、自動継続時には、その時点での店頭表示金利が適用となります。